

議案第 6 8 号

山都町火葬場条例の一部改正について

山都町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地域外住民の火葬場使用料を増額することに伴い、条例を改正する
必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例 号

山都町火葬場条例の一部を改正する条例

山都町火葬場条例（平成17年山都町条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表火葬の部12歳以上の者の死体の項中「20,000円」を「50,000円」に改め、同部12歳未満の者の死体（死胎を除く。）の項中「16,000円」を「30,000円」に改め、同部妊娠12週以後の死胎の項中「10,000円」を「22,000円」に改め、同部その他の項中「6,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（使用料の改定に伴う経過措置）

2 この条例の施行日の前に利用の許可を受けた施設等に係る使用料については、なお従前の例による。

山都町火葬場条例(平成17年山都町条例第108号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表(第12条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 利用者が地域外住民の者で、死亡者が死亡時に地域住民である場合は、地域住民の使用料とする。</p> <p>2 この表において「その他」とは、人体の一部、汚物(胎盤等)及び改葬遺がい等をいう。</p>	<p>別表(第12条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 利用者が地域外住民の者で、死亡者が死亡時に地域住民である場合は、地域住民の使用料とする。</p> <p>2 この表において「その他」とは、人体の一部、汚物(胎盤等)及び改葬遺がい等をいう。</p>

【別記1】

現行

区分		単位	使用料	
			地域住民	地域外住民
火葬	12歳以上の者の死体	1体につき	10,000円	<u>20,000円</u>
	12歳未満の者の死体 (死胎を除く。)	1体につき	8,000円	<u>16,000円</u>
	妊娠12週以後の死胎	1体につき	5,000円	<u>10,000円</u>
	その他	1体につき	3,000円	<u>6,000円</u>
死体保管		1体1日につき	5,000円	10,000円

改正後（案）

区分		単位	使用料	
			地域住民	地域外住民
火葬	12歳以上の者の死体	1体につき	10,000円	<u>50,000円</u>
	12歳未満の者の死体 (死胎を除く。)	1体につき	8,000円	<u>30,000円</u>
	妊娠12週以後の死胎	1体につき	5,000円	<u>22,000円</u>
	その他	1体につき	3,000円	<u>12,000円</u>
死体保管		1体1日につき	5,000円	10,000円

1. 清和天昇苑と他の火葬場の比較

名称		清和天昇苑	益城斎場	妙見苑(休止)	寂静の里	南阿蘇霊照苑	熊本市斎場	西臼杵斎場	
所在地		山都町	益城町	御船町	美里町	南阿蘇村	熊本市	高千穂町	
利用市町村(管内)		山都町	益城町 嘉島町 西原村	御船町 甲佐町	美里町 宇城市(豊野)	高森町 南阿蘇村	熊本市	高千穂町 五ヶ瀬町 日之影町	
使用 (火葬) 料金	おとな	管内	10,000円	15,000円	10,000円	10,000円	15,000円	6,000円	20,000円
		管外	20,000円	50,000円	50,000円	50,000円	45,000円	36,000円	40,000円
	子ども	管内	8,000円	10,000円	8,000円	8,000円	12,000円	4,000円	10,000円
		管外	16,000円	30,000円	30,000円	30,000円	36,000円	24,000円	20,000円
	死産児 (胎児)	管内	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円	7,500円	2,000円	
		管外	10,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,500円	12,000円	
	改葬 身体一部	管内	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円	9,000円	1,000円	
		管外	6,000円	12,000円	12,000円	12,000円	27,000円	6,000円	

2. 清和天昇苑の火葬体数と管理費

	火葬体数								火葬料 収入 (円)	火葬場 管理費 (円)	備 考
	おとな		子ども		その他		計				
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外			
平成23年度	303	10	0	0	1	0	304	10	3,203,000	11,815,636	台車耐火物補修 746千円、エアコン設置 683千円
平成24年度	311	18	0	0	2	0	313	18	3,418,000	12,409,570	火葬炉設備修繕 1,700千円、外構補修 957千円
平成25年度	306	25	1	1	1	0	308	26	3,549,000	25,701,102	火葬炉設備修繕 5,145千円、耐火材積替 9,975千円
平成26年度	272	35	0	0	2	1	274	36	3,316,000	10,726,928	給湯器修繕等 395千円、エアコン設置 564千円
平成27年度	289	34	1	0	0	0	290	34	3,553,000	23,282,638	火葬炉設備修繕 2,992千円、耐火材積替 10,368千円
平成28年度	330	31	0	1	1	0	331	32	3,856,000	18,290,000	台車修繕 671千円、地下タンク修繕 324千円

清和天昇苑火葬実績

資料 2

平成 28 年度 火葬実績

月	稼働日数	大人		小人		死胎		その他		計		総計
		地域内	地域外	地域内	地域外	地域内	地域外	地域内	地域外	地域内	地域外	
4月	19	25	3			1				26	3	29
5月	16	24	2							24	2	26
6月	17	19	4							19	4	23
7月	18	29	1							29	1	30
8月	16	19	4							19	4	23
9月	17	25	2							25	2	27
10月	21	35	1							35	1	36
11月	18	24	3		1					24	4	28
12月	23	31	4							31	4	35
1月	19	29	2							29	2	31
2月	24	39	3							39	3	42
3月	19	31	2							31	2	33
計	227	330	31	0	1	1	0	0	0	331	32	363
						前年度	4月～9月			153	15	168
							年間			290	34	324

地域外市町村									
五ヶ瀬	五ヶ瀬	五ヶ瀬							
椎葉村	椎葉村								
椎葉村	五ヶ瀬	五ヶ瀬	椎葉村						
五ヶ瀬									
熊本市	五ヶ瀬	御船町	五ヶ瀬						
椎葉村	椎葉村								
阿蘇市									
日向市	五ヶ瀬	高森町	熊本市						
五ヶ瀬	五ヶ瀬	椎葉村	五ヶ瀬						
五ヶ瀬	五ヶ瀬								
五ヶ瀬	五ヶ瀬	合志市							
五ヶ瀬	椎葉村								
御船町	美里町	熊本市	五ヶ瀬	椎葉村	高千穂	延岡市	阿蘇市	その他	
1	0	2	17	8	0	0	1	3	

清和天昇苑【地域外住民】使用料改定のお知らせ

平成30年4月1日から火葬場使用料が変更となります。

○火葬場使用料(地域外住民)

区分		単位	使用料	
			現行 地域外住民	改定後 地域外住民
火葬	12歳以上の者の死体	1体につき	20,000円	50,000円
	12歳未満の者の死体 (死胎を除く。)	1体につき	16,000円	30,000円
	妊娠12週以降の死胎児	1体につき	10,000円	22,000円
	その他	1体につき	6,000円	12,000円
死体保管		1体1日につき	10,000円	10,000円

※死体保管、地域住民の使用料は変更ありません。また、生活保護等の減免の変更はありません。

平成29年第4回(12月)定例会において山都町火葬場条例の一部を改正する条例が可決されました。

この条例改正により、地域外住民の火葬場使用料が平成30年4月1日の利用から改定後の火葬場使用料に変更になります。

火葬を行う日が平成30年4月1日であっても、火葬場の利用が平成30年3月31日で利用申請書の提出があり利用許可の承認を受けている場合(使用料の支払いが済んでいる場合)には、変更前の使用料が適用されます。